

新型コロナワクチングループの設置について

1 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、国において令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することとされ、住民への接種については市町村が実施すること、住民接種に先立つ医療従事者への接種については、都道府県が実施することが示された。

県としては、市町村と連携協力して、ワクチン接種を円滑に進めるため、対策本部内に担当グループを設置し体制強化を図るもの。

2 設置時期

令和3年1月15日（金）から

3 設置場所

新型コロナウイルス感染症対策本部内

4 人員体制

グループリーダー 1名（課長級1名）

スタッフ 6名（薬剤師2名、事務職4名） 計7名

（参考）具体的な業務

- ・ 医療従事者・保健師・救急隊員の接種調整
- ・ 卸売販売業者との調整
- ・ 県医師会など関係機関との調整
- ・ コールセンターの設置
- ・ 住民接種にかかる市町村支援 など